

## 経済財政運営と改革の基本方針 2018

～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～

（抜粋）

平成30年6月15日

# 経済財政運営と改革の基本方針 2018 (目次)

## 第1章 現下の日本経済 1

1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性
  - (1) 日本経済の現状と課題
    - ① 経済財政の現状
    - ② 今後の課題
  - (2) 対応の方向性
    - ① 潜在成長率の引上げ
    - ② 消費税率引上げと需要変動の平準化
    - ③ 経済再生と両立する新たな財政健全化目標へのコミットメント
    - ④ 地方創生、地域活性化の推進
  
2. 東日本大震災等からの復興
  - (1) 東日本大震災からの復興・再生
    - ① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生
    - ② 原子力災害からの福島の復興・再生
  - (2) 熊本地震と自然災害からの復興

## 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 8

1. 人づくり革命の実現と拡大
  - (1) 人材への投資
    - ① 幼児教育の無償化
    - ② 高等教育の無償化
    - ③ 大学改革
    - ④ リカレント教育
  - (2) 多様な人材の活躍
    - ① 女性活躍の推進
    - ② 高齢者雇用の促進
    - ③ 障害者雇用の促進

## 2. 生産性革命の実現と拡大

- (1) 基本的考え方
- (2) 第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開：「Society 5.0」
- (3) 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フ  
ラッグシップ・プロジェクト」
- (4) 経済構造革新への基盤づくり
- (5) イノベーション・エコシステムの早期確立
- (6) 今後の成長戦略推進の枠組み

## 3. 働き方改革の推進

- (1) 長時間労働の是正
- (2) 同一労働同一賃金の実現
- (3) 高度プロフェッショナル制度の創設
- (4) 最低賃金の引上げ等

## 4. 新たな外国人材の受入れ

- (1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設
- (2) 従来の外国人材受入れの更なる促進
- (3) 外国人の受入れ環境の整備

## 5. 重要課題への取組

- (1) 規制改革の推進
- (2) 投資とイノベーションの促進
  - ① 科学技術・イノベーションの推進
  - ② 教育の質の向上等
  - ③ 成長力を強化する公的投資への重点化
- (3) 経済連携の推進
  - ① 新たな経済秩序の拡大
  - ② 海外展開の促進
- (4) 分野別の対応
  - ① 農林水産新時代の構築
  - ② 観光立国の実現
  - ③ 文化芸術立国の実現
  - ④ スポーツ立国の実現
  - ⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組
  - ⑥ 既存住宅市場の活性化
  - ⑦ 宇宙開発利用の推進

## 6. 地方創生の推進

- (1) 地方への新しいひとの流れをつくる
- (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- (3) まちづくりとまちの活性化
- (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等
- (5) これからの時代にあふさわしい国土の均衡ある発展
- (6) 沖縄の振興

## 7. 安全で安心な暮らしの実現

- (1) 外交・安全保障の強化
  - ① 外交
  - ② 安全保障
- (2) 資源・エネルギー、環境対策
  - ① 資源・エネルギー
  - ② 環境対策
- (3) 防災・減災と国土強靱化の推進
- (4) 暮らしの安全・安心
  - ① 治安・司法
  - ② 危機管理
  - ③ 共助社会・共生社会づくり
  - ④ 国民皆保険
  - ⑤ 消費者の安全・安心
- (5) 少子化対策、子ども・子育て支援

## 第3章 「経済・財政一体改革」の推進 48

### 1. 経済・財政一体改革の進捗と評価

### 2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

- (1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し
- (2) 軽減税率制度の実施
- (3) 駆け込み・反動減の平準化策
- (4) 耐久消費財対策

3. 新経済・財政再生計画の策定
  - (1) 基本的考え方
  - (2) 財政健全化目標と実現に向けた取組
  
4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題
  - (1) 社会保障
  - (2) 社会資本整備等
  - (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等
  - (4) 文教・科学技術等
  - (5) 税制改革、資産・債務の圧縮等
  
5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

**第4章 当面の経済財政運営と2019年度予算編成に向けた考え方―― 72**

## **第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組**

少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、サプライサイドの改革として、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、働き方改革を推進していく。

すなわち、「人づくり革命」により、人生100年時代を見据え、誰もがいくつになっても活躍することができる社会を構築する。

「生産性革命」により、過去最高の企業収益を設備投資などにつなげるとともに、AI、IoT、ロボットなど第4次産業革命の社会実装による「Society 5.0」の実現を進める。

働き方改革により、誰もが生きがいを感じて、いくつになってもその能力を思う存分発揮できる社会を実現する。

また、現下の深刻な人手不足を踏まえ、専門的・技術的な外国人材の受入れを進める。

経済の好循環を地域に広げていくため、地域経済を支える中小企業への支援などを通じて地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで、地方創生を実現する。

### **1. 人づくり革命の実現と拡大**

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。

「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

第二に、最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率80%<sup>13</sup>に対応できる「子育て安心プラン」<sup>14</sup>を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士の更なる処遇改善に取り組む。

第三に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子どもたちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子どもたちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子どもたちについても、支援の崖が生じないように、必要な支援を

<sup>13</sup> 25歳～44歳の女性就業率は、日本72.8%、アメリカ71.1%、イギリス75.5%、ドイツ77.8%、フランス74.6%、スウェーデン82.5%となっている。

<sup>14</sup> 平成29年6月2日公表

## 2. 生産性革命の実現と拡大

### (1) 基本的考え方

昨年末の「新しい経済政策パッケージ」<sup>36</sup>では、2020年までの3年間を生産性革命・集中投資期間とし、あらゆる施策を総動員することとした。「未来投資戦略2018」<sup>37</sup>では、成長戦略の範囲とタイムフレームを広げて、「Society 5.0」を本格的に実現するため、これまでの取組の再構築、新たな仕組みの導入を図る。

第4次産業革命の社会実装により、日本の強み（技術力、人材、豊富なリアルデータ、資金）を最大活用して、誰もが活躍でき、様々な人口減少・高齢化、エネルギー・環境制約などの社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムである「Society 5.0」を実現するとともに、これによりSDGs<sup>38</sup>の達成に寄与する。

日本経済の潜在成長力を大幅に引き上げ、名目GDPを600兆円（2020年頃）から更に押し上げるため、「未来投資戦略2018」に基づき、以下の成長戦略を、スピード感をもって推進する。

### (2) 第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開：「Society 5.0」

第4次産業革命の新たな技術革新により、経済社会のあらゆる場面で、新たな展開、「Society 5.0」の実現が期待される。

#### ① 「生活」「産業」が変わる

##### (自動化：移動・物流革命による人手不足・移動弱者の解消)

AIやロボットによって、自動車の運転や物流の局面等で自動化が進むことにより、交通事故の削減や地域における移動弱者の激減、安全・安心な自動運転社会につながられるほか、人手不足に直面する物流現場の効率化につながり、過度な業務負担も大幅に軽減される。

##### (遠隔・リアルタイム化：地理的・時間的制約の克服による新サービス創出)

画質や音質が飛躍的に進歩したIoT技術により、地理的な制約で提供することができなかったサービス（医療や教育、買い物支援サービスなど）の提供が可能となる。

#### ② 経済活動の「糧」が変わる

安定的な「エネルギー」と「ファイナンス」の供給における我が国の「弱み」も、ブロックチェーン技術、スマートエネルギーマネジメントなどにより克服できる。

21世紀のデータ駆動型社会では、経済活動の最も重要な「糧」は「リアルデータ」。

<sup>36</sup> 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

<sup>37</sup> 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）

<sup>38</sup> Sustainable Development Goalsの略。

- ・現場ニーズに即した要求水準（性能、コスト等）を国が明示し、民間事業者が実現手法をオープンイノベーションで開発していく手法を積極活用すること等により、「次世代インフラ・メンテナンス・システム」の構築を目指す。
- ・国有林について、公益的機能を維持しつつ、民間事業者の長期・大ロットでの使用収益を可能とする仕組みを整備するなど、PPP/PFI手法の導入加速を図る。

#### ⑤「地域」「コミュニティ」「中小企業」関連プロジェクト

- ・バリューチェーン全体をデータでつなぎ、マーケティング情報に基づく生産と出荷の最適化やコストの最小化を図る取組等、農林水産業のスマート化を推進する。
- ・まちづくりと公共交通の連携を推進し、次世代モビリティサービスやICT等の新技術・官民データを活用した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組などを加速する。
- ・生産性向上特別措置法<sup>43</sup>に基づく固定資産税の負担減免措置と「ものづくり・商業・サービス補助金」、IT導入補助金等の支援施策との相乗効果が発揮されるよう、中小企業の経営改善と連携したIT支援体制を強化する。

上記④「行政」「インフラ」の分野、⑤「地域」「コミュニティ」「中小企業」分野を中心に、地域が連携しての取組、より広域レベルでの取組、さらに東京一極集中に対して地方がその潜在力を最大限に発揮できるような、新たな構想を早急に検討し、具体化していく。

#### （４）経済構造革新への基盤づくり

産業界は、様々なつながりにより付加価値を創出する Connected Industries に自らを変革し、イノベーションを牽引することが期待される。政府は、データ利活用基盤や人材・イノベーション基盤など、データ駆動型社会の共通インフラを整備するとともに、大胆な規制・制度改革や「Society 5.0」に適合した新たなルールの構築を進める。

#### ① データ駆動型社会の共通インフラの整備

大容量・高速通信を支える5Gについて、2018年度末に周波数割当を行い、民間事業者による基盤整備を促進し、2020年からのサービス開始につなげるなどの基盤システム・技術への投資の促進を図る。

また、AI時代に対応した人材育成（小学校でのプログラミング教育、高等教育での高い理数能力等）と人材の最適活用が図られるよう教育改革と産業界等の人材活用の面での改革を進め、リカレント教育を大幅に拡充する。

<sup>43</sup> 「生産性向上特別措置法」（平成30年法律第25号）

## ② 大胆な規制・制度改革

生産性向上特別措置法において創設された「規制のサンドボックス制度」<sup>44</sup>を、政府横断的・一元的な体制の下で推進する。いわゆる業法のような既存の縦割りの業規制について、規制のサンドボックス制度の運用から導かれる制度見直しニーズへの対応も含め、サービスや機能に着目した発想で捉え直した横断的な制度改革を推進する。

また、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けて、2018年中に基本原則を策定するとともに、具体的措置を早急に推進する。

さらに、地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが変化していることを踏まえ、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、2018年度中に結論を得る。

### (5) イノベーション・エコシステムの早期確立

世界でこれまでの延長線上にない破壊的イノベーションが進展し、我が国のイノベーション力の相対的低下が危惧されている中、産業界を含む各主体が意識改革を行うとともに、イノベーションが自律的かつ持続的に生まれ続けていく「イノベーション・エコシステム」を早期に確立する。大学が知識集約産業の中核として、このエコシステムを支える役割を果たすべく改革を進め、大学等が生み出す多様なシーズをビジネスに結び付けるとともに、我が国イノベーションの国際展開を図る。

## ① 多様なシーズを創出する改革の推進

大学の経営力を高めるため、大学連携・再編の推進、大学ガバナンスコードの策定、民間資金獲得のための仕組みの導入も含む産学連携の推進等を図る。また、適切かつ実効性のある評価に基づく年俸制の導入拡大等を通じて人材流動性の向上、若手の活躍機会創出を図るとともに政府の競争的研究資金について若手研究者の支援に重点化を図る。

また、2017年度に行った制度検証結果も踏まえ、失敗も許容した大胆な挑戦が可能となるよう革新的研究開発推進プログラム（IMPACT）の研究開発手法を改善・強化し、関係府省庁に普及・定着させるとともに、関連施策の見直し等も図りつつ、IMPACTの取組が節目を迎えることを受け、より野心的な構想の下、関係府省庁が一体となって集中・重点的に研究開発を推進する仕組み（ムーンショット型の研究開発制度）を検討し、政府全体として非連続的なイノベーションを生み出す研究開発を継続的かつ安定的に推進する。

## ② シーズをビジネスに結び付ける環境の整備

大学発ベンチャーも含め起業、事業化、成長段階まで一貫した支援を行うべく政府系機関、官民ファンドの全関連事業の申請窓口を一元化するなど相互連携を強化する。また、公共調達の活用等政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進

<sup>44</sup> 新技術等実証制度

## (2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生が適正に在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策や、我が国における外国人材の起業等を促進し、起業家の受入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

## (3) 外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」<sup>51</sup>を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持つ司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

## 5. 重要課題への取組

### (1) 規制改革の推進

国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況の下、新たなビジネスや雇用を生み出し、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるため、「Society 5.0」にふさわしい規制・制度の構築や行政手続コストの削減<sup>52</sup>、農林水産業等の成長産業化など、不断の規制・制度改革を一層推進する。

<sup>51</sup> 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議）

<sup>52</sup> 法人向けの手続である従業員の社会保険・税、法人設立、補助金に関する手続についてワンストップ化やワンスオンリー化（事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めないこと。）に取り組むとともに、個人向けの手続である引越、死亡・相続、介護に関する手続についてもワンストップ化を順次進める。また、自動車保有関係手続について、軽自動車保有関係手続のワンストップ化等に取り組む。

「規制改革実施計画」<sup>53</sup>において決定した事項を実施し、改革の進捗状況について、規制改革推進会議がフォローアップを行う。

国家戦略特区制度においては、新たな重点分野について集中的に「岩盤規制」改革を進めるとともに、地域限定型サンドボックスを活用し、自動車の自動運転、ドローンなどの高度で革新的な近未来技術に関連する実証実験を進める。

## (2) 投資とイノベーションの促進

### ① 科学技術・イノベーションの推進

「Society 5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「第5期科学技術基本計画」<sup>54</sup>及び「統合イノベーション戦略」<sup>55</sup>に基づき、官民を挙げて研究開発を推進する。若手研究者への重点支援やオープンイノベーションの仕組みの推進等により、我が国の基礎科学力・基盤技術から社会への実装までを強化するとともに、地方創生につなげる。

中長期的な視点で官民共同研究開発投資プロジェクトを具体的かつ計画的に拡大するとともに、国の予算について安定的に研究開発に取り組めるよう多年度にわたる取組を進める。政府研究開発投資について、本基本方針の第3章の新計画との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努める<sup>56</sup>とともに、民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したことを踏まえ、2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指し、これらにより、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。その際、認知症、再生医療、ゲノム医療、革新的エネルギー技術、インフラ維持管理・更新などの社会的課題解決に資する研究開発を、優先順位を付けて推進する。

未来の科学技術・イノベーションの担い手の教育に当たっては、STEM<sup>57</sup>、プログラミング、英語について世界トップレベルの学力の獲得を目指す。特に、STEMIについては、人材育成や教員養成・確保を図るとともに、このための戦略を定め、目標を明らかにし、工程化して進める。

我が国の国際競争力を強化する観点から、「知的財産推進計画」<sup>58</sup>や「人工知能技術戦略実行計画」<sup>59</sup>の策定・実行を進めるとともに、サイバーセキュリティ対策、先端技術の国際標準化などに官民挙げて取り組む。

また、AI・IoTの活用による物流の効率性・安全性の向上や効率的な渋滞対策を

<sup>53</sup> 「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）

<sup>54</sup> 「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）

<sup>55</sup> 「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）

<sup>56</sup> 計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は、第5期科学技術基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（平成27年7月22日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づく名目GDP成長率を前提とすれば、約26兆円となる。

<sup>57</sup> Science, Technology, Engineering and Mathematics

<sup>58</sup> 知的財産戦略の中長期のビジョンである「知的財産戦略ビジョン」（平成30年6月12日知的財産戦略本審決定）に基づき策定する計画。

<sup>59</sup> 人工知能技術戦略（平成29年3月31日人工知能技術戦略会議決定）の実施内容を具体化する計画。

進める。

## ② 教育の質の向上等

「第3期教育振興基本計画」<sup>60</sup>や教育再生実行会議の提言に基づき、「Society 5.0」に向けた総合的な人材育成をはじめとした教育の質の向上に総合的に取り組む<sup>61</sup>。

新学習指導要領を円滑に実施するとともに、地域振興の核としての高等学校の機能強化、1人1社制<sup>62</sup>の在り方の検討、子供の体験活動の充実、安全・安心な学校施設の効率的な整備、セーフティプロモーションの考え方<sup>63</sup>も参考にした学校安全の推進などを進める。また、在外教育施設における教育機能の強化を図る。さらに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、チーム学校の実現、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

学校現場での教員の勤務実態を改善するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの緊急対策<sup>64</sup>を具体的に推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や学校の実態に応じた教員の勤務時間制度の在り方などの勤務状況を踏まえた勤務環境の見直し、小学校における教育課程の弾力的運用についての検討を進める。

## ③ 成長力を強化する公的投資への重点化

「社会資本整備重点計画」<sup>65</sup>等に基づき、成長力を強化する分野に社会資本整備を戦略的に重点化し、安定的・持続的な公共投資を推進する。2020年東京オリンピック・パラリンピック後の成長の基盤として、大都市圏環状道路、国際戦略港湾、国際拠点空港などを整備するとともに、広域的な高速交通ネットワーク<sup>66</sup>の早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。その際、ストック効果<sup>67</sup>が高く採算性も確実と見込まれるプロジェクトには、民間資金や財政投融資の適切な活用も検討する。産業投資については、その活用・管理手法を検討し、政策投資銀行等を活用してリスクマネー供給の強化を図る。

<sup>60</sup> 「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）

<sup>61</sup> 「第3期教育振興基本計画」では、幼児期における教育の質の向上や、私学助成のメリハリある配分強化を含む私立学校の振興等について記載されている。

<sup>62</sup> 1人の生徒が応募できる企業を1社として、当該企業の内定が得られなかった場合のみに他の企業に応募できるという高校卒業者の就職に関する慣行。

<sup>63</sup> 関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むという考え方。

<sup>64</sup> 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文科科学大臣決定）

<sup>65</sup> 「社会資本整備重点計画」（平成27年9月18日閣議決定）などのインフラの整備計画

<sup>66</sup> 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。リニア中央新幹線については、財政投融資の活用により、全線開業の最大8年間前倒しを図ることとなった。建設主体が全線の駅・ルート公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。また、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北陸新幹線（詳細ルート調査中）等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るため、民間プロジェクトの組成など事業スキームを検討し、新幹線ネットワークの充実を図る。

<sup>67</sup> 整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。